



長生村顛末記

創刊号

発行・酒井ひろき後援会

299-4324 長生村一松丁576-1 Tel : 070-6466-5084

e-mail : h_sakai@coast99.com Web : http://nagaiki.seesaa.net/

城ノ内干拓地(旧サッカー場跡地)が宗教法人幸福の科学に売却されました

去る4月8日に議員全員協議会が開催され、人間ばん馬大会などでお馴染みの旧サッカー場跡地(31畝)が、宗教法人幸福の科学に売却されたことが役場から発表されました。

法人側からの説明では、この土地に大学や医療機関を建設したいという希望があるそうですが、現在のところ詳細については白紙とのこと。正直なところ、私も二つの点で考えが揺れています。

1:本当に大学はできるのか?

既に村内にある法人施設が建設される時にも、地元自治会との間で一悶着ありました。今のところ法人側からは詳細な説明がないのでなんとも言いようがないのですが、同じ轍を踏むようなことがあってはなりませんし、今回のプロパスト→宗教法人への転売のような事があると、住民感情としては「はたして本当に大学が来るのか? またもや宗教施設が建設され、村の一等地を1宗教法人が占拠して、挙げ句に固定資産税も入ってこないという踏んだり蹴ったりの結末になりはしないか?」という疑問が出てくるのは当然のことです。

2:もし本当に大学ができるならばある意味チャンスかも知れない

最低条件として「誰でも入れる大学」(信徒だけのためではないという意味です)が建設されるということがクリアされるなら、これは村に

とってチャンスなのかも知れません。

学校法人も固定資産税が免除されるため法人からの税収は期待できませんが、信徒以外の学生も入学するとなれば村内にはアパートも必要になるでしょうし、学生たちの胃袋を満たすための商売も成り立つはずであり、これらの新規事業から入る税収は財政の一助となるでしょう。また、村内に若い世代が常にいると言うことで村自体の雰囲気は変わり、さらには、大学と連携した文化事業等も必然的に興ってくるでしょう。そういった意味から言えば、村の活性化の一助になる可能性はあります。

だからどうなの?

この広大な土地は、もともとは農家をはじめとする地権者の方々が「村の税収になるのなら…」という気持ちから手放した耕作地であり、買収には村も深く関わってきたという経緯があります。村側にはこの経緯を踏まえて法人と十二分な協議をおこない、住民のみなさんの不安を解消する責任があることは言うまでもありません。この点については、議会側も問いただすべきだと考えています。

しかし、住民の方々をお願いしたいことは、相手が「宗教法人である」という一点だけに注目して色眼鏡で見るのではなく、自分たちの生活にとってどのようなメリット・デメリットがあるのかを冷静に判断していただきたいということです。

そのためにも私は、今後、入手した情報は可能な限り素早くみなさんのお手元にお届けしていくつもりです。

差別条例に反対しました

酒井は今議会で役場側から提案された「長生村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の採決において、「反対」を表明しました。以下がその理由です。

1、国保予算に投入されようとしている税金には、社会保険(社保)加入者であるサラリーマンの方々からお預かりした税金も含まれており、いわば、保険料(税)の二重負担になるばかりか、社保加入者は一切の恩恵にあずかれない、著しく公平性を欠いた差別条例である。

2、繰越金の全額流用は、年度末における突発的な支出への対応を困難にし、また、翌年度以降は一般会計からの繰り入れ額の更なる増大を招く、危険きわまりない綱渡りである。

3、国保の「独立採算制」という性格に照らして、一般会計からの繰り入れは運用原則に反している。

国民健康保険(国保)は「特別会計(予算のこと)」という、いわば独立採算制で運営されています。これまで長生村の国保は住民負担を軽減するために、基金(預金)を取り崩し、様々な努力の末に現状維持してきました。しかし、それもすでに限界に達し、3月議会において役場側からの値上げ提案を、不承不承ながら議会が承認する形で、今期は14.7%とという大幅な値上げに踏み切らざるを得ない状況に陥りました。

先の議会において村長は「一般会計からの繰り入れはおこなわない」と明言していたのですが、保険料を前年度並みとするために、突然、村は長生村国保運営協議会において、交付金約5000万円と前年度からの繰越金約9000万円を国保会計(予算)に繰り入れ、さらに不足するおよそ7800万円を、教育費などを賄うための「一

般会計(住民税などで構成される)」から繰り入れ(法定外繰入)ようと発言し、それに伴い、事実上の値下げともいえる条例改正を今議会に提案してきました。

なぜ、わずか3ヶ月で態度が豹変したのでしょうか？

私を含め、議員全員が「国保税は安いに越したことはない」と考えています。私自身が国保加入者ですから、好きこのんで高くするわけがありません。



議会は値下げそのものに反対なのではなく、今回の提案は財源の確固たる裏付けがない値下げ案であるばかりか、繰越金(支払い準備金であり、運用資金)を使い込んでしまっただけで翌年以降の国保運営に支障をきたすばかりか、一般会計からの繰り入れは、本来一般会計予算でおこなわれるはずの他の事業にも支障をきたしかねないことが明白だから反対したのです。

そのため議会は「住民生活に直結する問題であり、至急、臨時議会を招集すべき」との見解にいたり、翌週に開催されるよう、村長宛に議会の招集要請をおこないましたが、村長はこれを引き延ばしています。

もし今回の値下げ案が、自分の施策として住民にとって本当に必要であると考えているなら、村長は即刻臨時議会を招集すべきです。議会の招集権限を唯一持つ村長が早急な議会開催をおこなわなかった場合、村民の生活に大変大きな障害がもたらされる可能性があるのですから。

さらにとんでもない ことが判明！

今回の条例提案に対する質疑の席で、私は石井村長に対して「一般会計から多額の繰り入れをおこなうのであれば、財政的裏付けを持った今後5カ年の予算計画があってしかるべきだ。それを提示して欲しい」と発言しました。

これに対する村の回答は非常に曖昧で、私は「計画は無い」と判断しました。いわば、**いきあたりばったりの条例改正であることが判明**したのです。

さらに驚いたことには「**国保税については、来年度は25%、再来年は20%、さらにその翌年にも20%の値上げを考えている**」というもので、その上「**一般会計からの繰り入れは今回と同程度を考えている**」..

さて、カレンダーを3ヶ月ほど戻した話になりますが、3月定例議会において石井村長より提案された国保税の値上げ案を、議会は不承不承可決しました。そうしなければ、長生村の国保会計が赤字に転落するかもしれなかったからです。

しかし、この案には一般会計からの繰り入れは見込まれていないため、他の事業への影響は無く、繰り越し金も流用しないため国保システムの安定運用が可能はずでした。

平成20年度が始まってまだ3ヶ月。国保会計がどの程度資金不足になるかも、一般会計にいくら余剰金が出るかもわかっていません。このような提案は、本来であれば12月の議会で「国保でこれだけお金が足りなくなりそうです。だから、一般会計からこれだけお金を融通してください」と言う形で、住民のみなさんとその代表である議会にきちんと説明した上で補正予算が組まれるべきものなのです。

村長選挙を間近に控えるこの時期に、なぜ突如としてこのような値下げとも言える条例改正

をおこなおうとするのか。賢明な住民のみなさんであればご理解いただけるものと思います。

「利用者負担軽減」に 騙されてはいけません

村長の今回の議会を通した一貫した言葉は「国保加入者の急激な負担を軽減するため」というものでした。しかし、この言葉に騙されてはいけません。

たしかに今回値上げを見送れば、被保険者の負担は一見軽くなります。しかし、**石井村長は、来年度以降に一気に25%もの値上げを予定しているのです。**

3月の議会で議決されたとおり、今年14.7%の値上げをおこない、来年度以降は10%程度に抑えておくことこそが本当の意味での「国保加入者の急激な負担を軽減する」ことになるのは誰が考えても明らかです。まさに「言動不一致」というべきでしょう。

この言動不一致を普通感覚で考えれば、「**選挙対策のリップサービス**」となります。

また、国保にだけ税金を投入し続けることは、結局、事業予算の不足を招き、最終的には住民税や保育料、給食費など、生活に直結した税金・利用料などを値上げせざるをえないのです。

国保加入者のみなさん！

「**国保税の値下げ**」などという小さなアメをしゅらされたら、**結局は税金の値上げという形で大きな代償を支払うことになるのですよ！！**

よ〜く、考えてみてください。

議員として2年を無事に過ごせたのは、みなさんのご支援・ご理解あればこそでした。3年目に入り「何らかの形で議会の報告を出そう」と考えた結果、今回のような活動報告をお届けする次第です。満足なものとは言えないかもしれませんが、今後は、機会あるごとに発行していきたいと思えます。

交差点にコーナーガードがつけました

先日、一松小学校交差点に、自動車の飛び込みを防止するコーナーガードがつけました。昨年3月19日にこの交差点で大事故があったことを知り、私が建設課に要望しておいたことはブログに書きました。

また、今年の2月12日におこなわれた全員協議会の席上でも、村側への要望事項として挙げておいたものが実現したものです。



改修前



改修後

本音を言うと、もう一本くらいポールがあって、ガードレール形式なら尚、良かったかと思いますが、まずは尽力いただいた建設課のみなさんに感謝いたします。

酒井ひろきの活動日誌

議員活動と地域における活動
4～6月期実績と発行日現在の予定

※書ききれないもの多数あり・カッコ内は出席時の肩書き

- 4/06 商工会青年部総会(商工会)
- 4/07 第3回日本風景街道勉強会(観光協会)
- 4/08 中学校入学式・全員協議会・教育民生常任委員会(議員)
- 4/09 小学校入学式(議員)
- 4/11 NPO法人さすが一の宮「さすが市」のために長柄町ヘ Tent50張を借りて & 観光パンフ集めで郡市内を回る(NPO活動)
- 4/12 観光むらづくり研究会(観光協会)
- 4/13 NPO法人さすが一の宮「さすが市」運営(NPO活動)
- 4/17 商工会監査&理事会(商工会)
- 4/20 人間ばん馬大会会議(観光協会)
- 4/23 一松小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会(議員)
- 4/26 平成20年度一松小学校PTA総会(PTA)
- 5/16 全員協議会(議員)
- 5/19 商工会総会(商工会)
- 5/20 観光むらづくり研究会(観光協会)
- 5/22 社会福祉協議会評議委員会(社会福祉協議会評議員)
- 5/24 一松小学校運動会(議員&PTA)
- 5/25 ゴミゼロ運動(一松海岸)&海の家組合反省会(観光協会)
- 5/26 村長へお買い物券等に関する要望書提出(商工会)
- 5/29 観光協会理事会&総会(観光協会)
- 5/30 学校施設先進地視察-海上中・光中・長南中(議員)
- 6/01 睦沢町観光まつり(観光協会)
- 6/04 議会定例会(議員)
- 6/05 議会定例会(議員)
- 6/08 消防操法大会(議員)
- 6/10 長生地域観光連盟監査(観光協会)
- 6/11 民宿組合総会(観光協会)
- 6/12 九十九里サロン理事会(観光協会&個人)
- 6/14 親子ソフトドッジボール大会(PTA)
- 6/15 NPO法人さすが一の宮総会(NPO活動)
- 6/16 長生地域観光連盟総会(観光協会)
- 6/25 教育民生常任委員会会議(議員)
- 6/30 睦沢町認定子ども園視察・白子町病児保育視察・教育民生常任委員会(議員)

長生村議会議員酒井ひろきの「長生村顛末記」は、ホームページ(<http://nagaiki.seesaa.net/>)をご訪問いただければ、カラー画像を使ったより詳細なレポートや日常の雑感など、頻繁に更新される情報とナマの私をご覧いただけます。「酒井ひろき」で検索してください。

QRコードでケータイからもアクセス可能!

ご意見をお待ちしています!

